

26標識計第449号  
平成26年10月16日

### 大島町災害廃棄物運搬業者（平成26年11月～12月分）募集要領

1 倉での運搬が困難な場合には、「仕様書8 協力会社」の条件に合致する場合に限り、他の事業者と共同で履行することができます。

#### 6 応募手続

##### (1) 応募期間

平成26年10月31日(金)午前9時から平成26年11月7日(金)正午まで

(土日を除く)(時間厳守)  
申請者は、(3)に規定する応募書類を、応募期間最終日時までに東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課（連絡先：03-5388-3578）に直接提出することします。

#### 1 事業名

大島町災害廃棄物の運搬（平成26年11月～12月分）

#### 2 目的

本募集は、東京都災害廃棄物処理事務実施要綱（平成25年12月16日施行。以下「要綱」という。）に基づき、東京都が大島町災害廃棄物（平成26年11月～12月分）の運搬を委託する事業者（以下「運搬業者」という。）を選定するために実施します。

#### 3 委託業務の内容

別添「委託仕様書のとおり」

#### 3 委託業務の内容

別添「委託仕様書のとおり」

#### 4 事業概要

##### (1) 災害廃棄物の種類、数量等

運搬する災害廃棄物の種類、量及び搬出期間（予定）

災害廃棄物の総量	コンテナ 約161基
搬出期間	平成26年11月中旬から平成26年12月末まで
1日の最大搬出量	18基/日

#### 流木系混合木材

公募区分	災害廃棄物の種類
1	流木系混合木材

#### 2 災害廃棄物の運搬先及び運搬方法

船舶の停泊時間（原則8時から16時まで）内に、処分施設まで運搬できるコンテナの基數を往復区分ごとに記載してください。

※各公募区分ごとの1日あたりの最大搬出量を運搬できることが応募の条件になります。

#### ・使用車両台数

本業務専用（船舶の停泊時間内に限り専用で使用するものを含む）に使用するコンテナ運搬車両の総台数を記載してください。なお、本業務を他の事業者と共同で履行する場合には、応募事業者と協力会社の使用する車両台数の合計台数を記載してください。

#### (3)公募区分

公募区分は、次のとおりです。

公募区分	災害廃棄物の種類
1	流木系混合木材

#### 5 応募資格

「大島町災害廃棄物運搬業者審査基準」（以下「審査基準」という。）（別表）に定める基準を満たす者で、かつ、次の要件が備わっている必要があります。  
仕様書に記載されている受託者の要件を満たすこと。

##### (5) 提出部数

アからJの書類を1セットにして、正副2部提出してください。（副本はコピーで可）

##### (6) その他

応募書類は原則A4サイズとします。

なお、提出された応募書類の正本は返却いたしません。

## 7 運搬業者の選定等

### (1) 署査方法

東京都が審査基準に適合するか、応募書類に基づき審査を行い、運搬業者を選定します。（複数の運搬業者が選定される可能性があります。）

### (2) 審査結果

選定された運搬業者にのみ連絡します。

なお、審査内容に関する質問等はお受けいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 8 委託契約

①同時に公募している両分業者決定後、その両分業者の両分施設までの運搬距離が確定します。

②審査により、選定した運搬業者に対し、確定した運搬距離での、正式な見積もりを実施して、運搬業者を決定します。

※その際、応募書類に添付した運搬料金より高い単価に変更することはできません。

東京都と決定した運搬業者との間で大島町災害廃棄物の運搬委託契約を締結し、災害廃棄物の処理を進めます。

なお、委託契約に関する事項については、別途ご連絡いたします。

## 9 その他

(1) 複数の公募区分に対して応募できますが、申請書等応募書類については、それぞれの公募区分ごとに作成し、提出願います。

(2) 大島町での作業の進捗状況により、「4 事業概要」に記載した災害廃棄物の総量を必ずしも依頼するとは限りません。また、1日の最大搬出量についても、記載した量よりも少いことがあります。

(3) 協力会社と共同で履行する場合には、協力会社の欠格条項に該当していない旨の誓約書（様式3）も併せて提出してください。協力会社と共同で履行する場合には、応募の際に協力会社の一覧表を合わせて提出してください。

## 様式1

	平成 年 月 日	
<p style="text-align: center;">東京都災害廃棄物運搬業者申請書</p> <p style="text-align: center;">(東京都大島町 平成26年11月～12月分)</p>		
<p style="text-align: center;">東京都環境局長 殿</p>		
①運搬業者が受託業務を遂行するに足りる車両台数、人員を有していること。  ②廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでのいづれかに該当しない者であること。  ③仕様書で定める要件を満たす車両を用意できること。	住 所 名 称 代表者氏名 印	
		大島町災害廃棄物の運搬業者の募集に、必要書類を添えて応募いたします。
公 募 区 分		
事業の概要	別紙「運搬概要説明書」のとおり 協力会社の有無 有 無	
協 力 会 社	※ 有の場合、別紙「協力会社の一覧表」を提出してください。	
連絡先	①担当者所属氏名 ②電話番号 ③FAX番号	
※受付欄		

## 別表

## 別表 大島町災害廃棄物運搬業者審査基準

審査基準	
①運搬業者が受託業務を遂行するに足りる車両台数、人員を有していること。	
②廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでのいづれかに該当しない者であること。	
③仕様書で定める要件を満たす車両を用意できること。	

## 様式2

		平成 年 月 日
運搬概要説明書 (東京都大島町 平成26年11月～12月分) (区分)		
事業者名称		
	往復区分	選択した区分の1日あたりの最大運搬可能量
1 1日最大運搬量	① 5往復	基
	② 4往復	基
	③ 3往復	基
	④ 2往復	基
	⑤ 1往復	基
2 車両台数	台	
	往復区分	辰巳埠頭からの最大距離
3 運搬料金(※)	① 5往復	辰巳埠頭からの距離ごとの料金の記載欄 料金 ...
	② 4往復	...
	③ 3往復	...
	④ 2往復	...
	⑤ 1往復	...

		車両の全幅	ダンプアップ時の最大全長
1	車両の全幅	m	m
2	車両の全幅	m	m
3	車両の全幅	m	m
4 車両の仕様	車両の全長	ダンプアップ時の最大全長	
① 5往復	基	m	m
② 4往復	基	m	m
③ 3往復	基	m	m
④ 2往復	基	m	m
⑤ 1往復	基	m	m
欄が足りない場合は、様式をコピーして追加すること			

※注意事項

- ・ 消費税抜きの料金を記載すること
- ・ 同一の往復区分でも、運搬距離によって料金が異なる場合、辰巳埠頭からの具体的な距離ごとに料金を記載してください。
- ・ 1日の最大搬出量を所有する車両台数で運搬するため、⑤1往復では運搬不可能な場合、④2往復では運搬不可能な場合、③3往復では運搬不可能な場合、②4往復では運搬困難な場合には、それぞれの辰巳埠頭からの最大距離の欄に斜線を引き、同じく料金の欄も斜線を引いてください。

## 別紙 協力会社の一覧表

	協力会社の名称	所在地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

欠格条項に該当していない者  
である旨の誓約書

東京都知事 殿 平成 年 月 日  
 申請者並びに申請者の役員、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に定める使用人、法定代理人、相談役、顧問及び株主又は出資者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める欠格条項に該当していない者であることを誓約します。

申請者 住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

## 欠格条項とは

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は被産者で債権を徴することができなくなつた日から5年を経過しない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることできなくなることを経過しない者
- 3 この法律、浄化槽法（昭和5・8年法律第4・3号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処若しくは暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。第3・2条の3第7条及び第3・2条の1第1第5条を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第4・5号。第2・0・4条、第2・0・6条、第2・0・8条、第2・0・9条の第2・2・2条若しくは第2・4・7条の罪若しくは暴力行為等処罰法（昭和15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の判決に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることできなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 第7条の4第1項 第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これららの規定により第4条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第4・1条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第1・4条の3の2第1項第3号（第1・4条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可を取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第8・8号）第1・5条の規定による通知があつた日から60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8・8条の5第6項及び第1・4条第5項第2号二に於いて同じ。））であつた者に該取消しの日から5年を経過しないもの）
- 5 第7条の4第1項 第3号の2（第1・4条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第4・1条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から60日以内に当該処分する日よりは処分しないことを決定する場合のみ（以下この号（第1・4条の3の2第3項及び第1・4条の5第3・3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。））の事業のいすれかの事業の全部の廃止又は浄化槽法第3・8条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）
- 6 5に規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物の収集若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいすれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第3・8条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、5の届出の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員若しくはは政令で定める使用人であつた者又は当該届出の日前60日から5年を経過しないもの）
- 7 その業務に關係不正又は不誠実行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者
- 8 のあるもの
- 9 傷害回員等がその事業活動を支配する者
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者

## 仕様書

### 7 委託業務の範囲

- (1) 運搬業務  
東京港辰巳埠頭において、委託者が指定する海運会社から実入コンテナの引渡しを受け、そのコンテナを法令等に従い適正に委託者の指定する処分施設まで運搬すること。また、その処分施設で積載量の計量を受け、処分施設が指定した場所へ荷下ろしを行うこと。その後、実入コンテナが空コンテナとなつたことを確認すること。次に、処分施設から空コンテナを東京港辰巳埠頭まで運搬し、委託者が指定する海運会社に引き渡すこと。
- (2) コンテナ運搬車両を用意するものとする。
- (3) コンテナ送り状  
船舶輸送する海運会社の船舶輸送用コンテナ送り状の写しを委託者から受領する。
- (4) コンテナ送り状  
船舶輸送する海運会社の船舶輸送用コンテナ送り状の写しを委託者から受領する。次に、実入コンテナを処分施設に配達するためのコンテナ送り状を作成し、委託者へ提出し承諾を得ること。委託者から承諾を受けたコンテナ送り状に従い、委託者が指定する処分施設で、積載量の計量を受け、実入コンテナが空コンテナになつたことを確認し、コンテナ送り状に必要事項を記載し、処分施設から災害廃棄物の受領確認を受ける。また、東京港辰巳埠頭で、空コンテナの引渡し完了後、速やかに委託者にコンテナ送り状の控えを提出すること。
- (5) 運搬の時間  
原則として午前8時から午後4時までとする。
- (6) 受託者の要件  
運搬車両については、7.(3)で指定する運搬時間内に委託者が指定する処分施設まで、4に掲げる一日最大コンテナ運搬予定数量をすべて運搬できる台数を用意すること。ただし、運搬車両については、次の用件の全てを満たすものであること。  
(1) コンテナを安全に積載できること。  
(2) コンテナを積載した状態で、都内の処分施設内において進入路等を問題なく走行できること。  
(3) ダンピングする際に、災害廃棄物をこぼさないための機構が備え付けられていること。  
(4) ダンピングする際に、施設及び施設内の設備に接触しないこと。
- (7) 運搬の方法  
委託した災害廃棄物の運搬については、廃棄物の處理及清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第3条第1号に定める一般廃棄物の収集及び運搬の基準を遵守して行うこと。  
また、契約締結後速やかに、コンテナ運搬計画書を作成し、使用するコンテナ運搬車両の仕様とともに委託者へ提出し承諾を得ること。
- (8) 協力会社  
本業務を、受託者による管理監督下で受託者と一体的に行う者(以下「協力会社」という。)と、共同で履行しようとする場合は、あらかじめ、受託者は委託者に対し、書面による申請を行い、委託者の承諾を得ること。委託者は、次の要件を全て満たすことを条件として承諾を行なうものとする。  
(1) 協力会社が、施行令第4条第1項第1号から第4号までに定める基準をすべて満たす者であること。  
(2) 受託者と協力会社との間で、本仕様書に示す履行内容をすべて含み、かつ、委託者が協力会社に直接指示を行うことができる旨を含む契約が書面により締結されていること。  
(3) 受託者が協力会社に支払う単価が、本業務契約の単価と同一であること。  
(4) 協力会社の申請に当たっては、受託者と協力会社との間で締結した契約書の写しを委託者へ提出すること。  
また、委託者による廃棄物の處理及清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく指導監督権限の下で、受託者及び協力会社による適正な収集運搬体制を担保するため、別途、委託者、受託者及び協力会社で本業務に係る覚書を締結する。当該覚書を締結することにより、受託者は、協力会社との共同履行にかかるらず、施行令第4条第3号の基準を満たす者であることとする。

- 9 監理者の指定  
東京港辰巳埠頭における、船舶からのコンテナ積込み及び積下ろしの指示、運搬業務の履行確認、運配報告書等の受領及び空コンテナ保管措置、コンテナ送り状の承諾、受領及び記録等並びにその他の委託者が指定した監理業務は、委託者が指定する公益財団法人東京都環境公社が行うことができるものとする。
- 10 業務完了報告書の作成  
受託者は、本業務について、月ごとに委託完了届を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 11 業務の調査等  
委託者及び監理者は、本業務に係る災害廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- 12 支払方法  
(1) 受託者は、本業務に係る代金を月ごとに請求することができる。  
(2) 委託者は、履行確認後、受託者が提出する請求書に基づき支払いを行ふ。
- 13 再委託の禁止  
受託者は、本業務を第三者（第8項の覚書を締結した協力会社を除く。）に委託してはならない。
- 14 契約の解除等  
(1) 受託者が法令に定める基準を満たさなくなつたときは、委託者はこの契約を解除することができる。  
(2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、委託者はこの契約を解除することができる。  
(3) 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、受託者は契約に基づき委託者から受け入れた災害廃棄物の処分を終了するまでは責任を負い、この契約を解除することはできない。  
(4) 受託者が災害廃棄物の処理を行なうことができないと判断した場合は、委託者に対する、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に災害廃棄物を引き渡してはならない。
- 15 秘密保持  
受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしても同様とする。

## 16 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、担当職員と受託者が協議して決定するものとする。

## 17 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。  
1 ディーゼル車規制に適合する自動車すること。  
2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

3 低公害・低燃費の自動車利用に努めること。  
なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置接着力証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 18 環境への配慮

自動車NOx・PM法で対策地域内に登録できない自動車は使用しないこと。

## (担当)

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課  
災害廃棄物処理事業担当  
電話 03-53388-3478

## 災害廃棄物運搬用コンテナの仕様

## 1 災害廃棄物運搬用コンテナ（以下「コンテナ」という。）の基本事項

災害廃棄物が飛散し、及び漏出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない構造のコンテナであつて、元町港（大島町元町一丁目18-3）又は波浮港（大島町波浮港1）と東京港辰巳埠頭（江東区辰巳三丁目30）で定期航路を定めている海運会社（以下「定期海運会社」という。）の船舶で海上輸送が可能であること。

## 2 コンテナの参考形状、重量及び機能

次に示す項目をすべて満足するコンテナであること。

(1) コンテナの参考形状及び積載質量及び容積等を、次表に示す。

積載質量	4. 7t以下	主要寸法 (参考)	外法		長さ 3, 715mm
			幅	高さ	
自重	2. 1t以下			長さ 2, 605mm	
総質量	6. 8t以下		内法 幅 高さ	3, 580mm 2, 230mm 2, 000mm	
全容積	1.5. 9m <sup>3</sup> 以下		床面積（参考）	7. 9m <sup>2</sup>	

(2) 日本貨物鉄道株式会社輸送用の12フィート型鉄道貨物用コンテナであること。

(3) 天蓋が手動ハンドルで、簡単に開閉できる構造であること。

(4) 後方が手動で、簡単に開閉できる構造であること。

(5) 後方及び天蓋が封印環を取り付けられる構造であること。

(6) 定期海運会社による荷役で使用する吊り金具が取付可能な形状、かつJIS規格に準じた隅金具が装備されていること。

(7) 都内の処分施設内で、進入路及びダンピング高さを考慮した形状であること。

(8) ダンピング時に、災害廃棄物がこぼれない構造の開閉扉であること。